

國學院大學學術情報リポジトリ

律集解の構成と唐律疏議の原文について(三)完

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-06 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 小林, 宏, 高塩, 博 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00001066

律集解の構成と唐律疏議の原文について(三)完

高 小
塩 林

博 宏

- 目 次 はしがき
- 一 律集解の構成
- 1 政事要略と律集解
 - 2 律集解と律疏
 - 3 律集解と律附釋
 - 4 律疏と律附釋(以上第一三卷第四號)
- 二 唐律疏議の原文
- 1 日本律と日本令
 - 2 律集解等所引の律疏と唐律疏議
 - 3 律集解所引の律疏と名例律篇目疏議
 - 4 名例律篇目疏議の原型に關する假說(以上第一四卷第三號)
- 三 唐永徽律疏逸文校訂(以下本號)
あとがき

三 唐永徽律疏逸文校訂

すでに我々は、第一章において、律集解に直接引用される律疏は、唐の永徽律疏であることを論證し、その前提に立つて、第二章において、律集解等所引の律疏の文と現存唐律疏議の文とを比較して考察を加え、律集解等の我が典籍に引用される唐の律疏は、唐律疏議の原文の研究には、極めて重要な資料を提供することを指摘した。

そこで唐律疏議の原文、更には永徽律疏の原文の研究に廣く供せんが爲に、我が典籍所引の唐の律疏にして、しかも永徽律疏と思われるものを管見の及ぶ限り蒐集して校訂を加え、次に示すこととした。但し、これらの資料の大部 分は、すでに和田英松博士の『國書逸文』や利光三津夫博士の『律の研究』等において、校訂を施して掲げられてあります、又、本稿第二章3・4に述べた唐名例律篇目疏議に相當する律集解所引の文についても、國史大系『律』所收の「名例律勘物」にやはり校訂を施して掲げられている。しかし、右の書にあつては、これら律疏の文が永徽律疏である旨言及されておらず、他の律集解の文と必ずしも區別されていない。又、校訂の方法も、我々のそれとは必ずしも一致しない。従つて、こゝに我が典籍に見える永徽律疏逸文として、改めてそれらを一括して掲げておくことは、決して意味のないことではないと考える。たゞ律附釋等の引く唐の律疏についても、それらは十分研究に値するものであるが（本稿第一章4『國學院法學』第一三卷第四號一一八頁參照）、今回は掲載することを一應差し控えた。

凡 例

一、我が典籍所引の唐（永徽）律疏には、諸書により若干文字に出入があるが、現存の唐律疏議を參看しつゝ、これを永徽律疏の原形に近いと思われるものに復原して示した。しかし、我が典籍が唐の律疏を引用する場合にも誤脱や

省略等があるから、こゝに示した文を以つて、直ちに永徽律疏の原文とすることができないのは勿論である。

一、我が典籍所引の唐律疏の用字に誤脱があると思われる場合には、唐律疏議の用字、もしくは意を以つて改補し、その左に傍點を附して、これを示した。

一、唐律疏議との校勘は、原則としてこれを省略した。

一、参考資料（その一）として掲げた我が典籍所引の唐律疏は、永徽律疏の可能性を有する文である。参考資料（その二）として掲げた文は、大寶律令の注釋書たる古答が、自己の注釋の文として借用した唐律疏であり、これまた永徽律疏の可能性を有するものである。なお、参考資料として掲げた文には、校訂を施していない。

一、引用せる我が典籍のテキストは、次の通りである。

政事要略は、新訂國史大系に據つたが、諸書によつて校勘された字句はすべて底本に復した。

式目抄は、内閣文庫藏本（架藏番號特一一七）に據つたが、便宜上、續史籍集覽本をもつて當該箇所を示した。

法曹至要鈔解は、書陵部藏『令抄』（架藏番號二二七一四九八）附載のそれに據つたが、便宜上、改訂史籍集覽本をもつて當該箇所を示した。

名例律裏書・名例律勘物は、それぞれ内閣文庫所藏舊紅葉山文庫本名例律、東京大學史料編纂所藏田中光顯伯舊藏名例律に據り、便宜上、新訂國史大系本をもつて當該箇所を示した。

後愚昧記は、内閣文庫藏本（架藏番號一六三一五一〇）に據つた。

令抄は、書陵部藏本（架藏番號二一七一四九八）に據つたが、便宜上、群書類從本をもつて當該箇所を示した。

令集解は、新訂國史大系本に據つた。

一、校勘欄の略號は次の如くである。

國政事要略、國式目抄、國法曹至要鈔解、國名例律裏書、國名例律勘物、國後愚昧記

一、進律疏表

輕重失序。則繫之以存亡。寬猛乖方。則階之以得喪。

〔典據〕 政事要略卷八一（大系六三四頁）「律疏表云。輕重失序。則繫之以存。寬猛乖方。則階之以得喪者。」

〔備考〕 「亡」は、政事要略これを欠くが、唐律疏議により補つた。

二、名例律 篇目疏議

昔日三王始用死刑。赭衣難嗣。皇風更遠。樸散淳離。傷肌犯骨。（上代有五種死刑。依孝經云。劓墨宮割臏大辟是。蚩尤無道造五虐之刑。大刑用兵甲。次刑用斧鉞。中刑用刀鋸。其次用鑽鑿。薄刑用鞭朴。至於顓頊之日。乃有刑劓削黥三刑。至於帝堯之日。易點爲墨。捨刑從劓。變劓作宮。改斬爲辟。）（斬刑起於黃帝。々々与蚩尤爭天下。蚩尤八十兄弟。獸身人語。不可征得。黃帝夢見上天下懸女兵法與黃帝施降。陣於阪泉。斬蚩尤於涿鹿之野。）（當此時。乃有墨刑・臏刑宮刑大辟。是於其時。爲犯賊盜者。其刑墨。卽毀破額上。以墨涅之。爲賊字。使人知之。若有貪嗜飲食知香鳶者。其刑劓。々者去鼻也。若爲越闊梁踰城廓者。其刑臏。々者破左脚。抽去臏細骨。若有男女不以禮交犯奸者。其刑宮割。男女去勢。女子閑置深宮中。使絕淫泆之道。有不順君命斂人者。其刑大辟。卽是今斬也。帝舜之日。乃有五刑象刑。而行於時。有犯墨者。以皂巾覆頭上。犯劓者。以赭畫其兎襟前。放去鼻血流汙衣。犯臏者。以墨畫脚上。放去其脚。犯奸者。男女異臍。表其雜亂。犯大辟者。違着布衣。無領緣。弃置市中。與衆人有別。夏禹德微。還用宋刑。其條三千。殷湯亦用肉刑。科條與夏同。周武王亦用肉刑。墨刑五百。劓刑五百。宮刑五百。大辟五百。勿有二千五百條。）

尚書大傳云。夏刑三千條。（墨罪之屬千。劓罪之屬千。臏罪之屬五百。宮罪之屬三百。大辟之屬一百是。）

周禮司刑掌五刑。其屬二千五百。穆王度時制法。五刑之屬三千。（周肉刑惣一千五百條。而此文穆王制法三千。穆王威王雖同周世人。彼此違。刑屬之數亦不同。）

周衰刑重。戰國異制。魏文侯師於理悝。集諸國刑典。造法經六篇。一盜法。一賊法。三囚法。四捕法。五雜法。六具法。商鞅傳。改法爲律。漢相蕭何。更加悝所造戶興廡三篇。爲九章之律。魏曰漢律爲十八篇。改漢具律。爲刑名第一。晉命賈充等。增損漢魏律爲廿篇。於魏刑名律中。分爲法例律。宋齊梁及後魏。因而不改。爰至北齊。併刑名法例爲名例。後周復爲刑名。隋曰北齊。更爲名例。唐因於隋。相承不改。（至於六國之時。仍文侯師李悝。改刑書爲法經六篇。一賊法。二盜法。三囚法。四捕法。五雜法。六具法。商鞅傳受。改法經爲律。秦乃吞併六國。以禁諸侯。追封改土。分置郡縣。亦用文侯法經六篇。更不脩改。至於漢日。高祖遣蕭何制三約。其約者。斂人者死。傷人者論刑。盜者醢罪。蕭何更制廡興戶三律卷。併入法經六篇。謂爲九章。尋後張湯趙禹制作極多。九百六篇。盈於軒閣。莫能遍覽。時桓寬七寸朱博三尺。撮錄時須應機赴用。從魏以後。隨以前。代輕代重。史筆載削。不能具盡。至於大唐膺錄。化洽二儀。濟育蒼生。澤被四表。情在惻隱。念輕無憲。故詔時賢。刊定法律。合十二篇。以爲後則。反坐降死。好生之道益隆。流罪輕役。字民之。更重。所以王者。統理群生。減和品物。上觀玄象。下察四時。故具金科以息祀。脩玉條以示禁。寬猛相濟。乃政之綱紀。開闢以來。風俗俗異。奔代相因。煩省不等。仍慮蠭舟於江漢。嗟頓足於遠途。故平是非於萬古。語得失於百王。義有奇者。變通開合。律條無者。比附決之。故明一理而百義開。舉一綱而万目屬。庶使鞠獄者。用刑無濫罰之失。犯罪者。甘心無怨魂之狂。仍以古今異制。略序五刑之原由。）

名者。五刑之罪名。例者。五刑之體例。名謂爲命。例訓爲比。命諸篇之刑名。比諸篇之法例。但名曰罪立。事由犯生。命名卽刑應。比例卽事顯。故以名例爲首。

〔典據〕 名例律勘物（大系九三頁）

〔備考〕 典據の文は、本稿第二章³（『國學院法學』第一四卷第三號一〇頁以下）に掲げたので、これを省略した。本文は、現存唐律疏議の名例律篇目疏議に相當する文である。括弧内は、それを注釋せる文であり、現存唐律疏議には見えない律疏の文である。詳しく述べて、本稿第二章^{3・4}（前掲『國學院法學』）参照。又、括弧内の文の中、「斬刑起於黃帝」より「斬蚩尤於涿鹿之野」に至るまでの文は、果して永徽律疏の文であるかどうか疑いがあるが、今暫らくこゝに掲げた。次に、「宋」「涅」「其刑」「此」統「群」は、夫々原文「完」「涅」「刑其」「似」「曄」「郡」を作るが、意を以つて改めた。「撲」「齊」「爰」「隋」「例」は、夫々原文「撲」「齊」「受」「墮」「則」を作るが、唐律疏議により改めた。「法」「律」「爲」は、原文これを欠くが、唐律疏議により補つた。又、「墨刑」の下に「劓刑」脱か。「之」の下にも脱字あるか。なお、本資料の校勘には、國史大系本を参照した。本資料に關しては、近く公刊される律令研究會編『譯註日本律令』首卷篇に、「律集解卷首の律總敍」と題して瀧川政次郎博士による詳細な譯註が爲されている。

三、名例律 答刑五條

笞者擊也。而律學者云。笞訓爲耻。言人有小憲。¹ 法須懲誠。故加捶撻以耻之。漢時笞則用竹。今時則用楚。⁴ 故書曰。朴作斂刑。卽其義也。² 漢文帝十三年。太倉令淳于意之女缇縗上書。願沒入爲官婢以贖父刑。帝悲其意。遂改肉刑。當黥者髡鉗。爲城旦春。當劓者笞三百。³ 此卽笞杖之目。未有區分。笞擊之刑。刑之薄者也。⁸ 隨時沿革。輕重不同。俱期無刑。義唯必厝。孝經援神契曰。聖人制五刑。以法五行。禮曰。刑者側也。一成不可變。故君子盡心焉。孝經鉤命決曰。斂人者死。傷人者刑。百王之所同。其所由來尙矣。從笞十至五十。其數有五。故曰笞刑五。徒杖之數亦准此。^(三)

〔校勘〕 1 而律學者云因法而律學者云國（五字闕） 2 僇國僪國僪國僪 3 故因故國徵因（一字闕） 4 時則用因時則用國（三字闕） 5 曰國曰武因云 6 意之國意之國（二字闕） 7 遂國遂因遂以 8 者國者國（一字闕） 9 隨國隨國隋
〔典據〕 (一) I 政事要略卷八二 (大系六四三頁) 「疏云。笞者擊也。笞訓爲耻。言人有小憲。法須懲誠。徵加捶撻以耻之。漢時

用竹。今楚。故書曰。朴作敎刑。卽其義也。笞擊之刑。刑之薄者也。隨時沿革。輕重不同。俱期無刑。義唯必厝。孝經援神契曰。聖人制五刑。以法五行。礼曰。刑者例也。一成不可變。故君子盡心焉。孝經鉤命決曰。斂人者死。傷人者刑。百王之所同。其所由來尚矣。從笞十至五十。其數有五。故曰笞刑五。徒杖之數亦准此。」 II 式目抄坤（續史集二五頁）「疏云。笞者擊也。而律學者云。笞訓ノ爲耻。言人有小憒。法須懲誠。加捶撻以恥之。漢時笞則用竹。今時用楚。故書云。朴作敎刑。卽其義也。」 III 法曹至要鈔解（史集一一二頁）「笞罪 唐律疏云。笞者擊也。而律學者云。笞訓爲恥。言人有小憒。法須懲誠。故加捶撻以恥之。漢時笞則用竹。今時則用楚。故書云。朴作敎刑。卽其義也。」

(一) I 政事要略卷八二（大系六四六頁）「贖銅一斤。……漢文帝十三年。太倉令淳于女緹繫上書。願沒入爲官婢以贖父刑。帝悲其意。遂改笞刑。當黥者髡鉗。爲城旦春。當劓者三百。」 II 式目抄坤（續史集三〇頁）「笞罪。漢文帝十三年。太倉令淳于意之女緹繫上書。願沒入爲官婢以贖父刑。帝悲其意。遂以改肉刑。當黥者髡鉗。爲城旦春。當劓者三百。」

(三) I 式目抄坤（續史集三〇頁）「此卽笞杖之目。未有區分。笞擊之刑ハ々ノ薄也。隋ノ時沿革。輕重不同。俱期無刑。義唯必厝。」 II (一) I に同じ。

〔備考〕「而律學者云。笞」については、本稿第二章2（『國學院法學』第一四卷第三號四頁）参照。「笞」は、政事要略、式目抄これを欠くが、唐律疏議により補つた。「孝經鉤命決曰」の下に唐律疏議では、「刑者例也。質罪示終。然」の九字がある。

四、名例律 杖刑五條

說文云。杖者持也。持而可以擊人者歟。家語曰。舜之事父。小杖則受。大杖則走。是也。國語曰。薄刑用鞭朴。書曰。鞭作官刑。馬融曰。爲辨治官事之刑也。猶今之杖刑也。又蚩尤作五虐之刑。亦用鞭朴。源其濫觴。所從來遠矣。

漢景帝以笞者已死而笞未畢。改三百曰二百。曰一百。奕代沿流。曾微增損。爰泊隋室。以杖易鞭。今律云。累決杖笞者。不得過二百。蓋循漢制也。

[校勘] 1 云國云國（一字闕） 2 持國持國（一字闕） 3 曰國曰國云 4 也國也國（一字闕） 5 曰國曰國云 6 曰國曰國云

7 作武國爲

8 辨國辨因 (一字闕)

9 之國之國爲

10

也國

國爲

11

也

國

也

國

也

法者也

12

從國

從國

(一字闕)

13

矣

國矣國也

14

已國

國之

15

日

一百

國

日

一百

日

16

流國

流

國代

17

微國

微

18

蓋國

蓋

因

(一字闕)

〔典據〕 I 政事要略卷八二 (大系六四四頁) 「說文。杖者持也。而可以擊人者斂。家語曰。舜之事父。小杖則受。大杖則走。是國語曰。薄刑用鞭朴。書曰。鞭爲官刑。馬融曰。爲辨治官事爲刑也。猶今之杖刑也。又蚩尤作五虐之刑。亦用鞭朴。源其濫觴所來遠矣。漢景帝以笞者之死而笞未畢。改三百曰二百。曰一百日。奕代沿流。曾微增損。爰泊隋室以杖易鞭。今律云。累決杖笞者。不得過二百。蓋循漢制也。」 II 式目抄坤 (續史集二六頁) 「杖罪五十九。七十。八十。說文云。杖者持也。持而可以擊人者斂。」 III 式目抄坤 (續史集二九頁) 「杖罪。家語云。舜之事父。小杖二。則受。大杖二。則走。是也。國語云。薄刑用鞭朴。書云。鞭作官刑。馬融曰。爲治官事之刑。猶今之杖刑也。又蚩尤作五虐之刑。亦用鞭朴。源其濫觴。所從來遠也。漢景帝以笞者已死而笞未畢。改三百曰二百。曰一百。奕代沿代。曾微增損。爰泊隋室。以杖易鞭。今律云。累決杖笞者不得過二百。循漢制也。」 IV 法曹至要鈔解 (史集一二頁) 「杖罪。書曰。鞭作官刑。猶今之杖刑者也。爰泊隋室。以杖易鞭。」

〔備考〕 「馬融曰。爲辨治官事之刑也。」については、本稿第二章² (『國學院法學』第一四卷第三號七頁以下) 参照。

五、名例律 徒刑五條

徒者奴也。蓋奴辱之。^(一)周禮曰。其奴男子入于臯隸。又任之以事。寘以圜土而收教之。上罪三年而捨。中罪一年而捨。^(二)下罪一年而捨。此並徒刑也。^(三)蓋始於周。^(四)

〔校勘〕 1 聖國聖國罪 2 圓國圓國圓 3 此國此國 (一字闕) 4 並國並國

〔典據〕 (一) 法曹至要鈔解 (史集一二頁) 「徒罪 唐律疏云。徒者奴也。蓋奴辱之。蓋始於周。」

(二) I 政事要略卷八二 (大系六四四頁) 「周禮曰。其奴男子入于臯隸。又任之以事。寘以圜土而收教之。上罪三年而捨。中罪二年而捨。下罪一年而捨。此徒刑也。蓋始於周。」 II 式目抄坤 (續史集二六頁) 「徒罪五。一年。一年半。二年。周禮曰。其奴男子入于臚。又任之以事。寘以圜土而收教之。上罪三年而捨。中罪二年而捨。下罪一年而捨。並徒刑也。」 III (一)に同じ。

徒者奴也。蓋奴辱之。^(一)周禮曰。其奴男子入于臚。又任之以事。寘以圜土而收教之。上罪三年而捨。中罪二年而捨。下罪一年而捨。此徒刑也。蓋始於周。^(二)三年。周禮曰。其奴男子入于臚。又任之以事。寘以圜土而收教之。上罪三年而捨。中罪二年而捨。下罪一年而捨。並徒刑也。」

六、名例律 流刑三條

書曰¹。流宥五刑。馬融曰。流放也。宥寬也。一曰幼少。二曰老耄。三曰憲愚。謂不忍刑斂。宥之于遠也。又曰。五流有宅²。五宅三居。大罪投之四裔。或流于海外⁶。次九州之外。次中國之外。蓋始於唐虞。今之三流卽其義也。

〔校勘〕 1 曰國曰國^國云 2 有寬^國有寬國寬有 3 三國三國（一字闕） 4 刑國國刑國刑 5 五宅國^國五宅國（二字闕） 6 海外國國海外^國海之外 7 虞國^國虞國（二字闕）

〔典據〕 I 政事要略卷八二（大系六四五頁）「書曰。流宥五刑。馬融曰。流放也。寬宥也。一曰幼少。二曰老耄。三曰憲愚。謂不忍刑斂。宥之于遠也。又曰。五流有宅。五宅三居。大罪投之四裔。或流于海外。次九州之外。次中國之外。蓋始於唐虞。今之三流。卽其義也。」 II 式目抄坤（續史集二六頁）「流罪三遠流。^{近流。中流。}書云。流宥五刑。馬融曰。流放也。宥寬也。一曰幼少。二曰老耄。曰憲愚。謂不忍刑殺。宥之于遠也。」 III 式目抄坤（續史集二九頁）「流罪。書曰。五流有宅。五宅三居。大罪投之四裔。或流于海外。次八九州之外。次八中國之外。蓋始於唐虞。今之三流。卽其義也。」 IV 法曹至要妙解（史集一二二頁）「流罪。唐律疏云。書云。流宥五刑。謂不忍刑殺。宥之于遠也。又曰。五流有宅。三居。大罪投之四裔。或流于海之外。次九州之外。次中國之外。蓋始於唐虞。今之三流。卽其義也。」

〔備考〕 「馬融曰。流放也。宥寬也。一曰幼少。二曰老耄。三曰憲愚。」については、本稿第一章2（國學院法學）第一四卷第三號七頁以下）参照。

七、名例律 死刑二條（その一）

古先哲王。則天垂法。輔政助化。禁暴防奸。本欲生之。義期於止殺。絞斬之坐。刑之極也。死者魂氣歸於天。形魄歸於地。與萬化冥然。故鄭玄注礼云。死者澌也。澌盡爲澌也。春秋元命苞云。黃帝斬蚩尤於涿鹿之野。礼云。公族有死罪。罄之于甸人。故知斬自軒轅。絞興周代。二者法陰數也。陰主殺罰。因而則之。卽古大辟之刑是也。

〔校勘〕 1 法國法國活 2 止國止國（一字闕） 3 化國化國物 4 寅國寅國宜 5 消國消國銷 6 元國法元國元 7 苞國國苞法包

8 族有死罪斬之于甸人故知斬自軒轅法族有死罪斬之于甸人故知斬自軒轅國（一五字闕） 9 代國代國代也

〔典據〕 I 政事要略卷八二（大系六四五頁）「疏云。古先哲王。則天垂活。輔政助化。禁暴防奸。本欲生之。義期於斂。絞斬之坐。刑之極也。死者魂氣歸於天。形魄歸於地。与万物宜然。故鄭玄注禮云。死者漸也。斂盡爲澌也。春秋元命苞云。黃帝斬蚩尤於涿鹿之野。礼云。公絞興周代也。」 II 式目抄坤（續史集二六頁）「死罪斬罪。疏云。古先哲王。則天垂法。輔政助化。禁暴防奸。本欲生之。義期於止殺。絞斬之坐。刑之極也。死者魂氣入皈於天。形魄皈於地。与万物宜然。故鄭玄注禮云。死者漸也。銷盡爲澌也。二者法陰數也。陰主殺罰。因而則之。卽古大辟之刑是也。」 III 式目抄坤（續史集二八頁）「五罪始自何代。春秋元命苞云。黃帝斬蚩尤於涿鹿之野。」 IV 法曹至要鈔解（史集一三頁）「死罪 唐律疏云。春秋元命苞云。黃帝斬蚩尤於涿鹿之野。禮云。公族有死罪。聲之于甸人。故知斬自軒轅。絞興周代。二者法陰數也。陰主殺罰。因而則之。卽古大辟之刑是也。」

八、名例律 死刑二條（その二）

書曰。金作贖刑。注曰。誤而入罪。出金以贖之。³ 甫侯訓夏贖刑。墨辟疑赦。其罰百錢。⁴ 刑辟疑赦。其罰倍差。宮辟疑赦。其罰六百錢。⁵ 大辟疑赦。其罰千錢。注曰。六兩曰錢。々黃鐵也。晉律應八議以上。皆留官收贖。勿髡鉗笞也。今古贖刑。⁶ 輕重異制。品目區別。備有章程。不假勝條。⁷ 無煩縷說。蓋始於夏也。⁹¹⁰

〔校勘〕 1 曰國曰因云 2 罪國法罪因刑 3 之國法之國罪 4 罰國罰國罪 5 剷辟疑赦其罰惟倍刑辟疑赦其罰倍差宮辟疑赦其罰六百錢⁶ 因劓辟疑赦其罰惟倍刑辟疑赦其罰倍差宮辟疑赦其罰六百錢國（二五字闕） 6 今古國今古國金作 7 假國假因暇 8 條國條國言 9 夏國因夏因唐虞 10 也國也因（一字闕）

〔典據〕 I 政事要略卷八二（大系六四六頁）「贖銅一斤。書曰。金作贖刑。注曰。誤而入罪。出金以贖之。甫侯訓夏贖刑。墨辟疑赦。其罪百錢。大辟疑赦。其罰千錢。注曰。六兩曰錢。々黃鐵也。晉律應八議以上。皆留官收贖。勿髡鉗笞也。金作贖刑。輕重異制。品目區別。備有章程。不假勝條。無煩縷說。蓋始於夏也。」 II 式目抄坤（續史集三〇頁）「贖銅事。法家今用石欲反。書曰。

金作贖刑。注曰。誤而入刑。出金以贖罪。甫侯訓夏ノ贖刑。墨辟疑赦。其罰百錢。劓辟疑赦。其罰惟倍。剕刑足曰一。辟疑ヲハ赦。其罰倍差。宮辟ノ疑赦。其罰六百錢。大辟疑赦。其罰千錢。注曰。六兩曰銕。々黃鐵也。晉律ニ應八議以上。皆留官收贖。勿髡鉗答也。今古贖刑。輕重異制。品目區別。備有章程。不暇勝言。無煩鍼說。蓋始於夏。」 III法曹至要鈔解(史集一二二頁)「贖銕書曰。金作贖刑。注云。誤而入罪。出金以贖之。蓋始於唐虞也。」

〔備考〕「蓋始於夏也」については、本稿第二章²〔國學院法學〕第一四卷第三號五頁) 参照。

九、名例律 十惡條

漢制九章。雖並湮沒。其不道不敬之目見存。源夫厥初。蓋起諸漢。案梁陳已往。略有其條。周齊雖具十條之名。而无十惡之目。開皇創制。始備此科。酌於舊典。數存於十。大業有造。復更刊除。十條之內。唯有其八。自武德以來。仍遵開皇。无所損益。

〔典據〕政事要略卷八二(大系六四七頁)「疏云。漢制九章。雖並法俗。其不道不敬之目見存。源夫厥初。蓋起諸漢。案梁陳之往。略有其條。周齊雖具十條之名。而无十惡之目。開皇創制。始備此科。酌於舊典。數存於十。大業有造。復更刊除。十條之內。唯有其八。自武德以來。仍遵開皇。无所損益。」

〔備考〕「擅沒」「斂」「已」は、政事要略、夫々「法俗」「歎」「之」を作るが、唐律疏議により改めた。

十、名例律 十惡條謀反

公羊傳云。君親無將。々必誅。謂將有逆心。害於君父者。則必誅之。^(一)左傳云。天反時爲災。人反德爲亂。然王者居宸極之至尊。奉上天之寶命。同二儀之覆載。作兆庶之父母。爲子爲臣。惟忠惟孝。乃敢苞藏凶慝。將起逆心。覬反天常。悖逆人理。故曰謀反。^(二)

〔校勘〕 1 爲國爲國（二字闕）

〔典據〕 (一) 法曹至要鈔解（史集一二三頁）「律疏云。人君者。與天地合德。與日月齊明。上祇寶命。下臨率土。而有殃咎凶徒。謀危國家。始興狂計。其事未行。將而必誅。卽同真反。公羊傳云。君親無將。々必誅。謂將有逆心。害於君父者。則必誅之。」

(二) I 政事要略卷八二（大系六四八頁）「疏云。左傳云。天反時爲災。人反德亂。然王者居宸極之尊。奉上天之寶命。同二儀之覆載。作兆庶之父母。爲子爲臣。惟忠惟孝。乃敢包藏凶逗。將起逆心。矩反天常。悖逆人理。故曰謀反。」 II 名例律裏書（大系八四頁）「謀反事。天反時爲灾。人反德爲亂也。」

〔備考〕 「至」は政事要略、これを欠き、「懸」は政事要略「逗」に作るが、唐律疏議により改め補つた。

十一、名例律 十惡條謀大逆

此條之人。干紀犯順。¹ 違道悖德。逆莫大焉。故曰大逆。

帝王葬。如山如陵。^(二)

〔校勘〕 1 順圓順圓（二字闕）

〔典據〕 (一) I 政事要略卷八二（大系六四八頁）「疏云。此條之人。干紀犯。違道悖德。逆莫大焉。故曰大逆。」 II 名例律裏書（大系八四頁）「謀大逆事。疏云。此條之人。干紀犯順。違道悖德。逆莫大焉。故曰大逆。帝王葬如山陵。故云。」

(二) (一) II に同じ。

〔備考〕 「如」「山陵」は、名例律裏書これを欠くが、唐律疏議により補つた。

十一、名例律 十惡條謀叛

叛背也。分也。

〔典據〕 I 政事要略卷八二（大系六四八頁）「疏云。叛背也。分也。」 II 名例律裏書（大系八四頁）「謀叛事。疏云。叛背也。分也。」

〔備考〕 「叛背也。分也。」については、本稿第二章2『國學院法學』第一四卷第三號五頁以下）参照。

十三、名例律 十惡條惡逆

父母之恩。昊天罔極。嗣續妣祖。兼奉不輕。梟獍其心。愛敬同盡。¹ 五服至親。自相屠戮。窮惡盡逆。² 絶弃人理。故曰惡逆。

〔校勘〕 1 服國服國（一字闕） 2 弃國弃國（一字闕）

〔典據〕 I 政事要略卷八二（大系六四八頁）「疏云。父母之恩。昊天罔極。嗣續妣祖。兼奉不輕。梟獍其心。愛敬同盡。五至親。自相屠戮。窮惡盡逆。絕人理。故曰惡逆。」 II 名例律裏書（大系八五頁）「惡逆事。疏云。父母之恩。昊天罔極。嗣續妣祖。兼奉不輕。梟獍其心。愛敬同盡。五服至親。自相屠戮。窮惡盡逆。絕弃人理。故曰惡逆。」

十四、名例律 十惡條大不敬

說文云。璽印也。古者尊卑共之。秦漢以來。天子曰璽。諸侯曰印。

〔典據〕 名例律裏書（大系八六頁）「神璽事。疏云。說文云。璽印也。古者尊卑共之。秦漢以來。天子曰璽。諸侯曰印。」

〔備考〕 唐律疏議には、「共之」の下に「左傳云」云々の文があるが、名例律裏書では、これを省略したものであろう。

十五、名例律 十惡條不義

謂。礼之所尊。々其義也。此條元非血屬。本止以義相從。背義乖仁。故曰不義。¹

〔校勘〕 1 義園義國義也

〔典據〕 I 政事要略卷八二（大系六五四頁）「疏云。謂。礼之所尊。々其義也。此條元非血屬。本止以義相從。背義乖仁。故曰不義也。」 II 名例律裏書（大系八六頁）「不義事。疏云。謂。礼之所尊。々其義也。此條元非血屬。本止以義相從。背義乖仁。

故曰不義。」

十六、名例律 八議條議親

内睦九族。外叶万邦。布雨露之恩。篤親々之理。故曰議親。¹

〔校勘〕 1 議親國勸議親國（二字闕）

〔典據〕 I 政事要略卷八二（大系六五四頁）「疏云。内睦九族。外叶万邦。布雨露之恩。篤親々之理。故曰。」 II 名例律裏書（大系八七頁）「議親事。疏云。謂。内睦九族。外叶万邦。布雨露之恩。篤親々之理。故曰議親。」

〔集睦九族。外叶万邦。布雨露之恩。篤親々之理。故曰議親。」

十七、衛禁律 閂入太廟門條

太者大也。廟者貞也。言皇祖神主在中。故名太廟。

〔典據〕 後愚昧記 應安四年五月十九日條「唐律大廟條疏云。大者大也。廟者貞也。言皇祖神主在中。故名太廟。」

〔備考〕 「太」「廟」は、後愚昧記、夫々「大」「廟」に作るが、唐律疏議により改めた。

十八、賊盜律 篇目疏議

賊盜律者。魏文侯時。里悝首制法經。有盜法賊法。後周爲劫盜律。復有賊叛律。隋開皇合爲賊盜律。

〔典據〕政事要略卷八一（大系六二八頁）「賊盜疏云。賊盜律者。魏文侯時。里悝首制、經。有盜法賊法。後周爲劫盜律。復有賊叛律。隋開皇合爲賊盜律。」

〔備考〕「法」は、政事要略、「・」に作るが、唐律疏議により改めた。「有盜法賊法」の下に、唐律疏議では、「以爲法之篇目。自秦漢逮至後魏。皆名賊律盜律。北齊合爲賊盜律。」なる文があるが、政事要略では、これを省略したものであろう。

十九、賊盜律 造畜蟲毒條

蟲有多種。不可備知。或集合諸蟲。置之一器之内。久而相食。諸蟲皆悉盡。若蛇在即爲蛇蟲之類。畜。謂傳畜猫鬼之類。

〔典據〕名例律裏書（大系八五頁）「賊盜律疏云。蟲有多種。不可備知。或集合諸蟲。置之一器之内。久而相食。諸蟲皆悉盡。若蛇在即爲蛇蟲之類。畜。謂傳畜猫鬼之類。」

〔備考〕「蟲」は、名例律裏書「蟲」を作るが、今暫く唐律疏議により改めた。「蟲有多種」と「不可備知」の間、及び「畜。謂」と「傳畜猫鬼之類」の間には、唐律疏議を參看するに、名例律裏書に或いは省略文あるか。

二十、鬪訟律 告祖父母父母絞條

父爲子天。有隱无犯。

起敬起孝。無令陷罪。

〔典據〕政事要略卷八四（大系六九四頁）「父爲子天。有隱无犯。
〔下〕
〔傳曰。父者子之天也。儀禮喪服略。傳疏骨々錄云。儀禮喪服略。中。則復謂。若不入。起敬起孝。免略。註云。起猶更也。〕」

〔傳曰。父者子之天也。儀禮喪服略。傳疏骨々錄云。儀禮喪服略。中。則復謂。若不入。起敬起孝。免略。註云。起猶更也。〕

二十一、捕亡律 浮浪他所條

負笈從師。

弃繻求仕。

〔典據〕 政事要略卷九五（大系七〇九頁）「疏云。負笈從師。骨云。風云。記云。笈十二。所負書箱。如冠箱而卑。」

（中略）

弃繻求仕。骨云。漢書終軍傳曰。初軍從濟南。

（下略）

當詣繩士。步入闕。々吏予車繩。南。

（下略）

二十二、斷獄律 立春後不決死刑條

每月一日。八日。十四日。十五日。十八日。廿三日。廿四日。廿八日。廿九日。卅日是。

〔典據〕 政事要略卷廿五（大系八八頁）「集解云。禁斂日。疏云。每月一日。八日。十四日。十五日。廿三日。廿四日。廿八日。廿九日。卅日是。」

〔備考〕 「每月」と「一日」との間に、唐律疏議では「十直日。月」の四字がある。

参考資料（その一）

一、名例律 杖刑五條

爲准杖法 疏議曰。漢景帝以笞者已死而笞未畢。改三百曰一百。一百曰一百。突代沿流。曾微增損。爰泊隋室。以杖易鞭。今律亦累決笞杖者。不得過二百。蓋循漢制也。愚案。唐律及本朝制。杖罪自六十至一百。謂不過二百者本漢法而言之也。

〔備考〕 右の資料に關しては、本稿第二章の註(二)（『國學院法學』第一四卷第三號一五頁）參照。

（今抄 群書一四〇頁）

二、名例律 十惡條謀大逆

唐名例律謀大逆條疏云。宗者尊也。廟者貞也。刻木爲主。敬象尊容。置之宮室。以時祭享。故曰宗廟。

(書陵部藏八幡宮關係文書第二六冊、延慶二(一三〇九)年四月十一日、明法博士中原章文・同中原明澄勘文)

三、名例律 十惡條

今案。唐律有十惡之目。增本朝八虐一條。八曰不睦。是第九條。注云。謂謀斂及賣總麻以上親。斂告夫及大功之上尊長小功尊屬者。此條約不道條也。何者。斂告夫。已在彼條之故也。十曰內亂。注云。斂功親。父祖妾及與和者。此條約不孝條也。何者。斂父祖妾。已在彼條之故也。

(政事要略卷八二 大系六四八頁)

四、名例律 八議條

今案。唐律有八議之目。增本朝六議一條。七曰議勤。注云。謂有大勤勞。疏云。謂大將吏恪居官次。夙夜在公。若遠使絕域。經涉險難者。此條約議功條也。何者。遠使絕域。經涉險難。在彼條之故也。八曰議賓。注云。謂兼先代之後。爲國賓者。疏云。虞賓在位。群德議。詩曰。有客々々。亦日其馬。禮云。天子在二代之後。犯尊賢。昔武王封商。封夏后氏之後於杞。封殷之後於宋。若今周後介公。隋後鄭公。並爲國賓者也。本朝律除此條也。是依本朝無公侯之号欵。周礼所謂八辟。則此八議也。具彼礼注也。

(政事要略卷八二 大系六五四頁)

今案。唐律加議勤議賓爲八議。而本朝律除勤賓一事曰六議。蓋議勤。謂大將吏恪居官次。夙夜在公。若遠使絕域。註

涉險難。其事梁國。於第五議功。故并之于功之中。又議賚。謂承先代之後爲國賓。如犯宋之唐者。吾邦無此事故除之。

(法曹至要鈔解 史集一四頁)

古記云。恪。慇也。律疏議曰。大將吏恪居官次。夙夜在公也。

(考課令集解 大系五六〇頁)

[備考] 法曹至要鈔解に見える唐の律疏に關しては、本稿第二章註(五)(『國學院法學』第一四卷第三號二六頁)参照。又、古記所引の「律疏議曰」以下の文に關しては、瀧川政次郎博士「令集解に見える唐の法律史料」(『支那法制史研究』所收九七頁)および仁井田陞・牧野巽兩博士「故唐律疏議製作年代考(下)」(『東方學報東京』第二冊一四九頁)参照。

五、戶婚律 養子捨去條

律(疏)。其小兒年三歲以下。本生父母遺棄。若不聽收養。卽性命將絕。故雖異姓。仍聽收養。卽從其姓如是。

(書陵部藏白川雅陳王筆本法曹至要抄 頭書)

[備考] 右の律疏は、養老律疏文として佐藤進一氏の「律逸拾遺」(『史學雜誌』第五八編第四號)に紹介され、近時、『譯註日本律令』律本文篇上巻もこれを採つてゐる。しかし猶、唐永徽律疏の可能性も有するので、今暫らくこゝに掲げた。

六、賊盜律 謀反大逆條

律疏骨髓錄云。務從折中。漢書貢禹傳曰。四海之內。天下之君。微孔子之言。亡所折中。註云。(下略)

(政事要略卷八一 大系六二六頁)

[備考] 右の資料に關しては、本稿第一章3(『國學院法學』第一三卷第四號一〇七頁)参照。

参考資料（その一）

一、名例律 十惡條

古者云。（中略）五刑之中八虐尤切。虧損名教。毀裂冠冕。特標篇首。以爲物議。其數八者甚虐者。事類有八。故稱八虐。

〔備考〕 右の資料に關しては、本稿第一章2『國學院法學』第一三卷第四號100頁) 參照。

(政事要略卷八二 大系六四七頁)

二、名例律 八議條

古者云。謂。應議之人。則在六色。或分夜天黃。或宿侍旒屨。或多才藝。或立事功。簡在帝心。勳書王府。若犯死罪。議定奏裁。皆取決宸重。官司不敢與奪。此所謂重親賢。敢坎奪。尊貴。尚功好能也。以此六議之人犯死罪。皆先奏請其所犯。故曰六議。

(政事要略卷八二 大系六五四頁)

あとがき

本稿の概略は、昭和五十一年四月、慶應義塾大學において開かれた法制史學會總會に「律集解と唐律疏議」と題して、小林が高塩の了承を得て報告したものである。本稿作成に當つては、瀧川政次郎博士から、又學會報告の際、及び『國學院法學』に原稿の一部を公表した際には、滋賀秀三、石尾芳久、池田温、吉田孝、今江廣道その他の諸氏から夫々懇篤なる御教示、御批判を賜わつた。又、史料閱覽に際しては、宮内廳書陵部、東京大學史料編纂所、國立公

文書館、東洋文庫等の御高配に預つた。共に記して深謝の意を表するものである。

なお、本稿は、主として日本典籍所引の唐律疏から、永徽律疏の原文の内容に關して検討を加えたものであり、永徽律疏や開元律疏の書寫形式については、殆どふれていない。唐の律疏の書寫形式については、もし必要あれば別途これを論じたい。最後に本稿は、小林と高塩とが別個に各部分を分擔して執筆したものではなく、兩人が同一のテーマについて共に討議を加え、共同して作成したものである。従つて、本稿全體について兩名が共に責任を負うことを附記する。

〔補注〕

本稿第二章²（『國學院法學』第一四卷第三號一三頁）において、陳新會氏の『史譯舉例』に「武德九年。有『世及民兩字不連續者。並不須避』之令。」とある旨、引用したが、右文の出典は、恐らく舊唐書、本紀第二、太宗上の「（武德）九年。（中略）令曰。依禮。二名不偏諱。近代已來。兩字兼避。廢闕已多。率意而行。有違經典。其官號人名公私文籍。有世民兩字不連續者。並不須諱。」なる記事であろう。なお、通典、卷二十三、職官五の戶部尚書の項にも、「太宗在位詔官名及公私文籍。有世民兩字不相連者並不諱。」とあり、唐職制律の上書奏事犯諱條にも、「若嫌名及二名偏犯者不坐」と見える。

次に、本稿第二章⁴において、若干誤解を招く表現があつたので訂正する。『國學院法學』第一四卷第三號、一八頁、九行に「但、右の文が律疏として存在したかどうかは明かではない。」とあるが、この「律疏」とは、疏文、即ち律の本文、及び本注に對して附された注釋の文たる疏文という意味であつて、永徽律疏という意味ではない。同頁一三行、一九頁一行、同頁二行、二〇頁九行、二二頁二行（二番目）、同頁最終行（一番目）等に見える「律疏」は、すべて右の意味である。即ち、「律疏」という言葉には、律本文、律本注、律疏文の三者より成る「律疏」と、右の三者の中、律疏文のみをいう場合があると思われるが、前章で、この兩者を嚴密に區別して記述しなかつたことを遺憾とする。従つて、我々は現行名例律篇目疏議に相當する文が永徽四年成立の律疏に存在したこと毛頭疑うものではなく、たゞ律集解にくところの「疏云」「律疏云」がすべて永徽律疏の疏文であること、及び第二章⁴に述べた理由から、永徽律疏の原文には、唐名例律篇目疏議の冒頭に見える「疏」字はなく、所謂名例律篇目疏議の文の下に小字双行にて、現存唐律疏議ではすでに亡びしまつた名例律集解所引の前掲律疏の文が附されていたと考えるのである。

本稿三〇頁の資料三の備考欄に次の文を補う。「憲」は、政事要略「憲」、式目抄「僭」を作るが、今意を以つて改めた。(二)
Iの式目抄の文は、古答の文か『律疏』の文か明確ではないが、今暫らく、こゝに掲げた。